

障害者歯科における行動調整法

障害者の歯科診療が困難となる主な理由として、「指示が通らない」、「動いてしまう」、「口が開かない」などの患者の行動があげられます。障害者歯科では、このような患者の非協力的な行動を適切な行動へ導く方法として、行動調整法が応用されます。また、歯科場面での精神的・肉体的ストレスは、思わぬ偶発症につながることもあり、安全な歯科診療を提供するためにも行動調整法は有効な手段の一つとなります。

➤ 歯科で応用する行動調整法

1. 行動変容法

行動療法の理論や技法を用い、特別な器具、器材や技術を必要としない方法。トレーニングとしてだけでなく、どの場面でも応用できる最も基本的な方法。

- ・Tell-Show-Do法
- ・オペラント条件付け
- ・系統的脱感作法
- ・10カウント法 他

2. 体動のコントロール

マンパワー、器具や器材を用いて患者の動きを安定させる方法。患者の同意の下に行い、必要以上のコントロールは避ける配慮が必要。

- ・人的な方法
- ・器具を使った方法

3. 精神鎮静法

薬物を用いて行う方法。意識下のため、患者の協力が低い場合や身体機能が低下している場合などは、応用が難しいことがある。

- ・笑気吸入鎮静法
- ・静脈内鎮静法

4. 全身麻酔法

薬物を用いて行う方法。無意識下のため患者の状態に左右されず、安全に質を維持した治療を行うことができる。

- （当センターの場合）
- ・日帰り全身麻酔法
- ・全身的にハイリスクの場合は高次医療機関への紹介

➤ すぐに使える行動変容法

TSD法 (Tell Show Do)

これから行うことを言って説明し (Tell)、実際に使う器具を見せ (Show)、説明したことを行う (Do) 方法。行動変容法の中でも非常に有効な方法で、TSD法を基本にトレーニングや診療を進める。

オペラント条件付け

報酬と罰をタイミングよく与えることで適切な行動に導く方法。歯科場面では報酬として、「できたね」「上手だね」「がんばったね」など“賞賛”が特に頻用される。

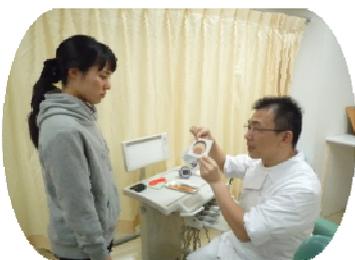
系統的脱感作法

弱い刺激のものから克服していき、順に強い刺激にステップアップしていく方法。歯科場面での弱い刺激は歯ブラシによる歯磨きで、まずは座って歯磨きをするところから始め、水平位で歯磨き、ミラー、探針、バキュームと目標までトレーニングを繰り返す。

10カウント法

医療者側が10を数えながら行うことで、先の見通しをたたせる方法。実際は、TSD法で10数えながら行う (Do) 間、指示に従って行えればすぐに賞賛する (オペラント条件付け)、など他の方法を併用する。

～行動変容法を応用したトレーニングの一例～



「今日は最初に歯磨きをするよ！」

TSD法のTellです。これから行うことを説明しています。わかりやすい媒体（写真では絵カード）を使用すると効果的な場合があります。



「まずは座って歯磨きをしよう」

「1、2、3…10!」「上手だね！」

系統的脱感作法を応用し、最初から水平位になれなくても、立位や座位で、できることから始めます。普段見慣れた歯ブラシを使って10を数えながら歯磨きをします。オペラント条件付けとして、できたらよく褒めていきます。



「次は寝て歯磨きをしよう」

「1、2、3…10!」「上手だね！」

系統的脱感作法でステップを上げていきます。オペラント条件付けはタイミングよく行うことがポイントです。上手にできていることを理解させ、達成感を与えるように、できたらすぐに褒めていきます。



「次は鏡でみるよ！」

系統的脱感作法でステップを上げていきます。TSD法で事前に説明した器具をしっかり見せて（Show）から行います（Do）。このような流れをパターン化して、繰り返して成功体験を与えることで、協力的な行動が強化されていきます。

～簡単な体動のコントロール法～

体動のコントロールは患者の同意のもとに行い、必要以上のコントロールにならないように、常に患者の行動を観察しながら行います。



術者の腕と脇で患者の頭部を固定します。できるだけ密着させることで頭部の動きを制限することができます。



アシスタントは診療補助をしながら、腕と脇で患者の上半身を固定します。体の動きだけでなく、患者の手の握りも制限することができます。

➤ 最後に…

実際の行動調整法は、患者の発達年齢や全身的な状態、口腔内の状態、ニーズなどをふまえて選択します。例えば、口腔内状態が緊急性のある場合には体動のコントロールが必要であったり、多数歯カリエスや臼歯部で治療が困難な場合などは集中治療のため全身麻酔が選択されることがあります。

地域で診療が困難と判断された場合には、当センターなど高次歯科医療機関にご紹介いただきたいと思います。また当センターでは、口腔内に問題がなく、簡単な行動調整法で診療が可能な患者は地域の歯科医院を受診するよう勧めています。今後とも医療連携へのご協力を宜しくお願いいたします。